

モノコト Lab.Club 会則

制定：2026 年 4 月 1 日

施行：2026 年 4 月 20 日

運営：株式会社 TK ホールディングス（モノコト Lab.Club）

第 1 章 総則

（名称および所在地）

第1条 本クラブは、モノコト Lab.Club と称し、その主たる拠点を西宮市内に置く。

（目的）

第2条 本クラブは、すべての子どもたちが「つくることを通じて、生きる力を育む」ことを基本理念とし、地域型 STEAM 教育の実践を通じて、創造性・主体性・社会性を育て、将来の自己実現と地域共生に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、以下の活動を実施する。

- ドローンスポーツの指導・競技活動
- ロボット製作・プログラミング教育
- ミニ四駆・クラフトドローン製作
- 電子工作・基板製作（はんだ付けを含む）
- その他、ものづくりに関連する教育・体験活動

（クラブの成立要件）

第4条 クラブの成立要件は次のとおりとする。

- クラブを運営するために必要な代表責任者が2名以上いること（代表1名、他1名以上）。
- クラブ活動を指導する講師・スタッフが1名以上いること。
- クラブに参加するすべての会員・スタッフがスポーツ安全保険に加入していること。
- 国・西宮市のガイドラインを遵守する団体・指導者であること。
- 西宮市スポーツ・文化芸術地域統括団体（以下「統括団体」という）への登録を行い、承認を受けていること。

第2章 運営組織

(役員)

第5条 本クラブに次の役員を置く。役員に欠員が生じた場合は速やかに補充する。

- ・ 代表者 1名
- ・ 副代表者 若干名（必要に応じて置く）
- ・ 会計 1名
- ・ 監査 若干名（必要に応じて置く）

(役員の仕事)

第6条 代表者はクラブを代表し、運営全般を統括する。副代表者は代表者を補佐し、代表者不在時には代行する。会計はクラブの財産を管理し、経理を担当する。監査は財産・会計が適正に行われているかを監査する。

(会議)

第7条 本クラブは次の会議を置く。

- ・ 総会（年1回以上・必要に応じて臨時総会を開催できる）
- ・ 役員会（随時・日々の運営事項を決定する）

(総会)

第8条 総会は年1回開催し、以下の事項について決定する。総会は出席者の過半数で決する。

- ・ 会則の改正
- ・ 年間の活動方針・計画
- ・ 年度ごとの決算（会計報告）および予算
- ・ 役員の選任または解任
- ・ 会費等の金額の変更

第3章 会員

(会員の資格)

第9条 本クラブの会員は、本クラブの目的に賛同し、本会則を遵守できる者とする。対象は原則として小学生～高校生とし、活動内容によっては大学生・大人の参加も可能とする。なお、中学校の生徒の受け入れは必須とし、学校や地域に関わらず希望する者が参加できるものとする。

（入会）

第 10 条 入会希望者は、本会則に同意のうえ、所定の申込書・保護者同意書・緊急連絡カードをクラブに提出し、クラブの承認を得た時点で会員となる。次のいずれかに該当する場合は入会をお断りすることがある。

- ・暴力団その他反社会的勢力に属していると判明した場合
- ・他の会員・スタッフへの迷惑行為やハラスメントを行った場合
- ・医師等から集団活動への参加が不相当と判断された場合

（休会）

第 11 条 休会を希望する場合は、所定の様式にて申請を行い、運営事務局の承認を得ること。

（退会）

第 12 条 退会を希望する場合は、所定の退会届をクラブに提出すること。

- ・退会希望月の 10 日までに届け出た場合は当月末、11 日以降の場合は翌月末を退会日とする。
- ・退会後も未納の会費・教材費等がある場合は速やかに精算すること。

（除名）

第 13 条 次のいずれかに該当する場合、クラブは当該会員を除名することができる。

- ・本会則に違反した場合
- ・安全・秩序の維持が困難と判断される言動があった場合
- ・指導者への暴言・脅迫・暴力行為が確認された場合
- ・SNS 等での名誉毀損・誹謗中傷によりクラブの運営を著しく妨げた場合
- ・暴力団その他反社会的勢力に属することが判明した場合

第 4 章 保護者の役割と責務

（保護者の基本姿勢）

第 14 条 保護者はクラブ員の健康や心身の安全について注意を払い、クラブ活動への支援を必要に応じて行うものとする。また、本会則の内容を十分に理解し、クラブの方針および指導者の指示を尊重するものとする。

（保護者の禁止行為）

第 15 条 保護者は次の行為を行ってはならない。

- ・指導者・スタッフ・他の保護者・参加者に対する暴言、脅迫、誹謗中傷、SNS 等への悪質な投稿。
- ・指導方針への不当な介入や、クラブ運営を著しく妨げる行為。
- ・他の会員・保護者との間でトラブルを引き起こす行為。
- ・会費その他費用の長期未納および支払い義務の不履行。
- ・反社会的勢力への加担またはこれに準ずる行為。

（保護者に対する措置）

第 16 条 前条に定める禁止行為が確認された場合、クラブは警告・活動への立ち合い禁止・当該会員の活動停止または除名処分を講じることができる。除名処分の場合、既納の会費等は返還しない。

第 5 章 情報管理

（情報管理・SNS トラブル対応）

第 17 条 情報管理については以下のとおりとする。

- ・会員（参加者・保護者）は、クラブ・指導者・スタッフ・他の会員に関する未確認の情報・噂・憶測を、SNS・ロコミ・その他いかなる手段においても拡散・投稿・共有してはならない。
- ・クラブの運営・指導内容・スタッフの言動等に関して疑問・不満・トラブルが生じた場合は、必ず運営事務局に直接連絡するものとし、第三者への相談・SNS 投稿等による解決を図ってはならない。
- ・指導者・スタッフは、職務上知り得た参加者・保護者の個人情報を外部に漏洩してはならない。保護者・参加者も他の会員の個人情報をクラブ活動以外の目的で使用・拡散してはならない。
- ・前各項に違反した場合、クラブは警告・活動停止・除名処分を行うことができる。

（肖像権）

第 18 条 活動中の写真・映像は広報・報告目的に限定して使用する。顔出し不可を希望する場合は必ず事前申請すること。取得した個人情報は厳重に管理し、退会後一定期間後に適切に廃棄する。

第 6 章 会計

（会計年度）

第 19 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（会計監査・情報開示）

第 20 条 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、会計監査および保護者等関係者に対する情報開示を年 1 回以上行う。会計監査は、本クラブの役員以外の者が行うものとする。

第 7 章 会費

（会費の種別）

第 21 条 本クラブへの入会・継続には、所定の会費の納入を要する。会費の詳細金額は別途定め、入会時に案内する。

- ・ 入会金（入会時のみ）
- ・ 年間事務手数料（入会時に納入。以降、毎年度の更新時に納入）
- ・ 月会費（月額制・前払い）
- ・ 教材費（月額 3,300 円・税込／年間 12 か月分割）
- ・ 実費（大会参加費・遠征費・交通費等、活動内容に応じて別途案内）

※教材費は、年間を通じた教材の準備・提供を前提とした設計のため、使用時期にかかわらず年間分を 12 か月に分割して納入する。途中退会の場合も、残月分の教材費は全額納入すること。

※金額は運営状況により変更となる場合がある。

（支払い方法・期日）

第 22 条 会費の支払いについては以下のとおりとする。

- ・ 初回（入会金・年間事務手数料・初月分月会費・教材費）は、現金または銀行振込にて納入すること。
- ・ 2 か月目以降の月会費・教材費は、月額制・前払いとし、クラブが指定する方法（クレジットカード決済等）にて前月末までに納入すること。
- ・ 支払い方法の詳細は、入会時にクラブより別途案内する。

（返金不可・滞納）

第 23 条 一度納入された入会金・会費・事務手数料は、原則として返金しない。会費の未納が 2 か月以上続いた場合、会員資格を停止・取消とすることがある。

（会費の変更）

第 24 条 クラブは年会費および月会費を変更することがある。変更の際は 1 か月前までに会員へ告知する。

第 8 章 責務・免責

（事故の責任）

第 25 条 クラブの活動中に発生した事故の補償は、加入するスポーツ安全保険の規定の範囲内とし、保険の補償範囲を超える損害賠償・治療費等についてはクラブは原則として負担しない。

第 26 条 天災その他不可抗力の事由による事故についても、クラブは責任を負わない。会員がクラブ施設利用中に自己の責任において第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負う。

第 9 章 会則の改正・附則

（改正・変更）

第 27 条 本会則の改正・変更はクラブが定めるところによるものとし、改正・変更は 1 か月前までに会員に告知する。

（附則）

本会則は 2026 年 4 月 1 日に制定し、2026 年 4 月 20 日より施行する。

設立時役員

代表者 : 玉野 興昌

会計 : 橋本 侑弥

監査 : 玉井 真依